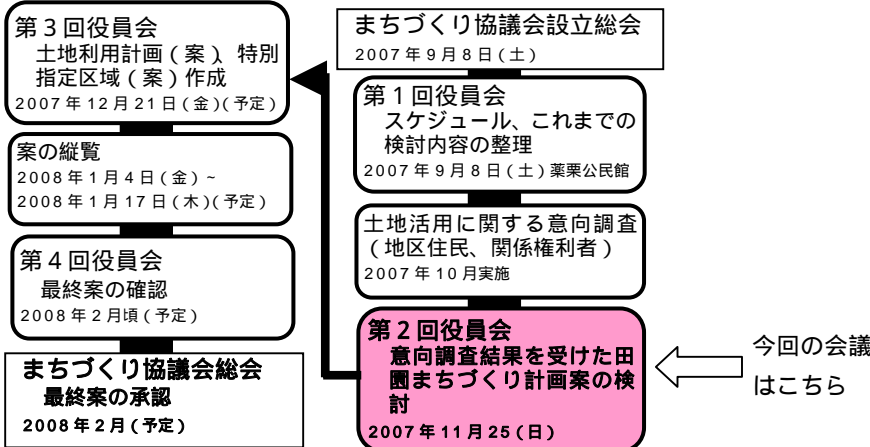


薬栗地区まちづくり協議会ニュース

発行日：平成 19 年 12 月 5 日
 発行者：薬栗地区まちづくり協議会

薬栗地区まちづくり協議会
 (第 2 回役員会)

～ 田園まちづくり計画 (案) について
 検討を行いました～



11月25日(日)薬栗公民館において、薬栗地区まちづくり協議会(第2回役員会)を開催しました。今回の役員会では、主にまちづくりに関する方針、土地利用計画(案)と特別指定区域(案)について検討を行いました。

「薬栗地区まちづくり協議会(第2回役員会)」を開催しました。
 ～ 田園まちづくり計画(案) について検討を行いました～

今回の会議
 はこちら

薬栗地区まちづくり協議会

第2回役員会 議事

1. 会長挨拶

2. 議事

まちづくりに関する方針
 土地利用計画(案)及び特別指定区域(案)について

まず、まちづくりに関する方針(2ページ参照)の検討の中では、良好な住環境を維持するために、建築物の高さは10メートルもしくは12メートル以下にすること、集落の景観にふさわしくない奇抜な色を使用した住宅の建築は認めないこと、薬栗の自然を活かす取り組みとして、小川の清掃などを定期的に行うこと、防災性の向上や住宅建築のために整備が必要な道路について、道路中心線からのセットバックを地域の皆さんの合意のもと協定すること(3ページ参照)図面上破線の道路)などを目標としたルールづくりについて検討を行い、次回の役員会の中でこれらの案を固めていくことを決定しました。

また、地縁者の住宅区域(集落に通算して10年以上居住する者の住宅が建築できる区域)については、4ページに示されている区域を現段階の案とすることを決定しました。今後、必要に応じて、新規居住者の住宅区域(だれでも住宅を建築できる区域)やその他のメニューの活用についても検討を行いたいと考えています。

3. 今後の予定

12月21日(金)に第3回役員会を実施し、役員会の中での案を確定します。年明け1月4日(金)より、2週間に渡り、薬栗公民館及び市開発審査課にて縦覧を行う。

お問い合わせ

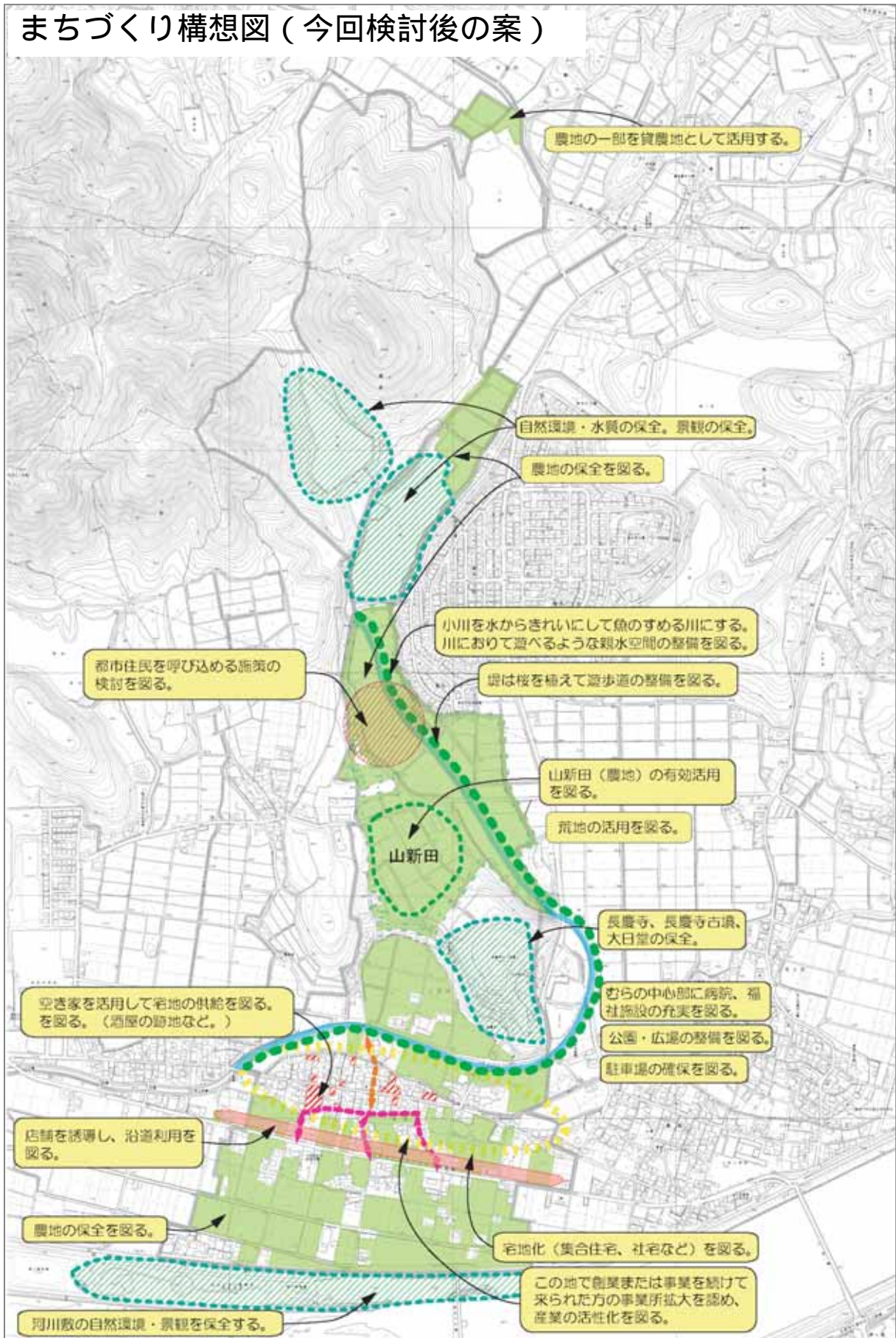
連絡先

薬栗地区まちづくり協議会

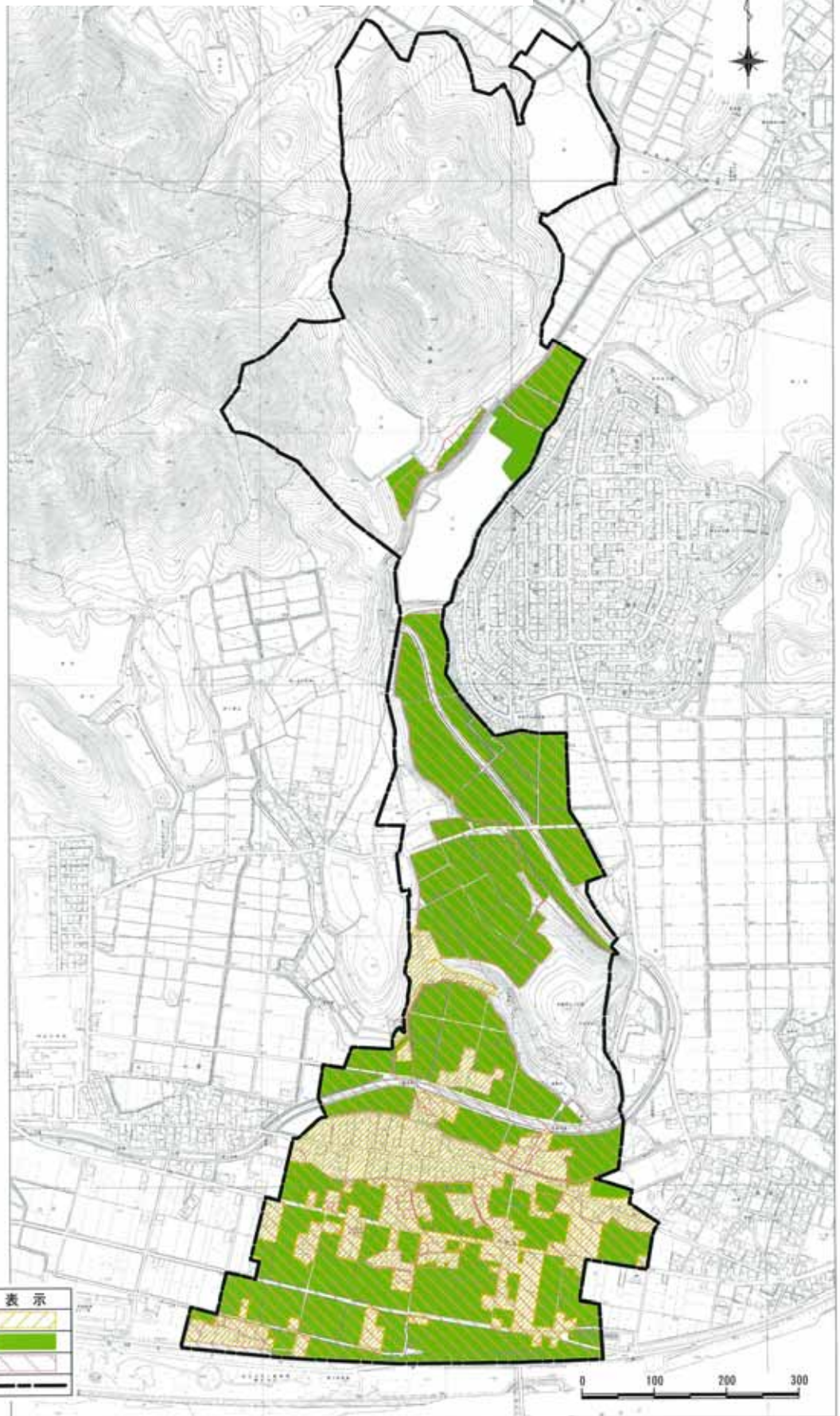
まちづくりに関する方針（今回検討後の案）

| | | | |
|-----------|-------|---|--|
| 【計画の名称】 | | 薬栗地区まちづくり計画 | |
| 【目標・テーマ】 | | ～美しいふるさと くすくり～ 薬栗は、風景はもとより人と人のつながり・人情味が美しい。ここで育った人が帰ってくるようなまち、他の地域の人々が住みたいと思うまちづくりを行う。 | |
| 【目標人口】 | | 682人（昭和60年のピーク時の人口） | |
| 【課題と対応方針】 | 必ず作成 | 1. 集落環境の保全に関する事項 | 建築物の高さについて： 戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。（ただし、壁面後退等の条件付きで12mも認める案を検討中。）ただし、住工共存ゾーンの建築物については既存建築物の高さを考慮して15m以下とする。 汚水対策について：新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。 |
| | | 2. 集落景観の保全・形成 | 外壁 色相R・Y R系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。道路際に塀を作るときは、生垣とすることが望ましい。 |
| | | 3. 公共施設の整備を図る取組み | 市道の2項道路については、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線。この場合生活道路の整備要綱を適用し道路整備を行う。） 市道の2項道路で沿道に農地のあるものは、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の赤紫線。この場合生活道路の整備要綱の適用は不可。整備手法は協定道路による。） 公園整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。 |
| | | 4. その他の施設の整備を図る取組み | 公園またはグラウンドの整備を目指す。 |
| | 任意で作成 | 5. 安全安心対策 | まちづくり協議会によるパトロールの推進。 |
| | | 6. 歴史を活かす取組み | まちの歴史や文化に関する本（物語）を作る。大日堂・長慶寺の保全を図る。 |
| | | 7. 自然を活かす取組み | 小川やため池周辺の清掃を定期的に行う。雑草地に花を植える。 |
| | | 8. 地縁者の範囲 | 小学校区の範囲とする。 |

まちづくり構想図（今回検討後の案）



特別指定区域図（今回検討後の案）



| 区分 | 表示 |
|-----------|----|
| 地籍者の住宅区域 | |
| 農林農用地 | |
| 土地改良事業所区域 | |
| 地区界 | |